

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2023年6月号 (Vol.3)

I. 重要法令改正等の紹介

1. 証券取引法の改正
2. 公開発行会社の株式事務処理に関する規則の改正
3. 商標法の改正
4. 賃貸住宅市場の発展及び管理条例の改正
5. 公平取引委員会によるインターネット広告案件の処理原則の改正
6. 労働法関連（賃金等の支払日に関する労使間の合意についてのガイドラインの公表、外国人就労ビザ取得要件に関し、2年以上の実務経験を不要とする改正案の公表）
7. 個人情報保護法関連（個人情報保護法の改正、台湾における個人情報の中国への越境移転に関する制限の公表）
8. オンライン販売の包装の使用制限対象及び実施方法の公表

森・濱田松本法律事務所

弁護士 土屋 智弘

TEL. 03 5223 7740

tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

弁護士 鈴木 幹太

TEL. 03 6213 8118

kanta.suzuki@mhm-global.com

台湾弁護士 紀 鈞涵

TEL. 03 6266 8557

chunhan.chi@mhm-global.com

II. 注目裁判例等の紹介

最高行政裁判所大法廷 2022 年度大字第 1 号決定（商標関連）

III. プレスリリースの紹介

金融監督管理委員会による個人情報保護の取り組み

I. 重要法令改正等の紹介

1. 証券取引法の改正

執筆担当：蘇 春維、水本 真矢

公開発行会社¹に関する株式の大量取得者の届出制度を改正する証券取引法の改正案が立法院で可決されました（公布日：2023年5月10日）。

証券取引法 43 条の 1 第 1 項は、公開発行会社の発行済株式総数の 10%を超える株

¹ 証券主管機関に公開発行の手続の申請を行い、その手続を完了した株式会社を指します。台湾における一般的な公開発行会社としては、台湾証券取引所（Taiwan Stock Exchange）に上場している上場会社、証券店頭売買センター（Taipei Exchange）のメインボードに上場している店頭公開会社、及び新興市場に上場している上場店頭公開準備登録会社があります。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

式を単独又は他人と共同で取得した者は、株式取得後 10 日以内²に公告と当局への届出を行うことを規定していましたが、日本を含む外国の法制を参考として、届出を必要とする場合の閾値を発行済株式総数の 5%を取得した場合に引き下げました。本改正は、公布日（2023 年 5 月 10 日）から 1 年後に施行されます（同法 183 条 2 項）。

そのほか、証券業者、証券サービス業者（証券取引法 18 条 1 項）、証券業者同業組合、台湾証券取引所（Taiwan Stock Exchange）及び証券店頭売買センター（Taipei Exchange）等のコンプライアンスを強化するために、証券取引法違反の場合の過料の上限を 480 万 NTD から 600 万 NTD に、下限を 24 万 NTD から 30 万 NTD にそれぞれ引き上げました（同法 178 条の 1 第 1 項）。

2. 公開発行会社の株式事務処理に関する規則³の改正

執筆担当：蘇 春維、水本 真矢

「公開発行会社の株式事務処理に関する規則」（以下、「本規則」）が 2023 年 3 月 6 日、改正され、台湾の公開発行会社がいわゆるバーチャルオンリー型総会⁴を開催する場合の要件が修正されました。

台湾の株式会社がバーチャルオンリー型又はハイブリッド出席型によるバーチャル総会を開催するためには、公開発行会社か否かに関わらず、原則として、バーチャル総会を開催できる旨を定款で規定することが必要ですが（会社法 172 条の 2 第 1 項本文）、公開発行会社の場合、これに加えて、董事会の普通決議（董事の過半数が出席し、出席董事の過半数の賛成をもって決議を行う）が必要とされていました（今回の改正前の本規則 44 条の 9 第 3 項）。

今回の改正では、特にバーチャルオンリー型においては株主が参集する物理的な会場が存在せず、インターネット等の手段でしか総会に出席できないなど、株主に対する影響が比較的大きいことから、株主の権益を保護するため、バーチャルオンリー型総会を開催するためには、董事会の特別決議（董事の 3 分の 2 以上が出席し、出席董事の過半数の賛成をもって決議を行う）を要件とすることとされました（本規則 44 条の 9 第 3 項）。

また、公開発行会社がバーチャルオンリー型総会を開催する場合、インターネット等の手段を用いて総会に出席することが困難な株主に対して、少なくとも総会に参加するための接続設備及び必要な協力を提供しなければならず、当該協力の内容、当該協力について会社に申請できる期間及びそのほかの関連注意事項を株主総会招集通

² 証券取引法 43 条の 1 第 1 項株式取得届出規則（中国語「證券交易法第四十三條之一第一項取得股份申報辦法」）6 条

³ 中国語：「公開發行股票公司股務處理準則」

⁴ 台湾株式会社のバーチャル総会については [MHM TAIWAN NEWSLETTER 2022 年 12 月創刊号 \(Vol.1\)](#) の「コラム 台湾におけるバーチャル株主総会の実務」をご参照ください。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

知に明記しなければならないこととされました（本規則 44 条の 21 第 3 項）⁵。

3. 商標法の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、森 康明

台湾の立法院は、2023 年 5 月 9 日に商標法の改正案を可決しました（施行日は、本稿執筆の時点で未定です。）。今回の改正の主な点は以下のとおりです。

(1) 一般商標⁶の早期審査

今回の改正では、商標権の早期の取得の必要性が認められ（例えば、出願商標の使用について第三者に侵害を訴えられているとき、または新製品を発売するとき）、かつ、その事実及び理由を陳述して早期審査手数料を支払った場合、早期に商標を登録することができる制度が新たに設けられました。早期審査の請求がなされた場合、通常審査期間の 6~7 ヶ月程度から 2 ヶ月程度までに審査期間を短縮できることが期待されます⁷。但し、台湾の知的財産局（以下、「TIPO」）から手続きを補正するように命じられ、又は拒絶理由通知書を受けた場合には、早期審査は利用できません（19 条 8 項）。

(2) 商標合理使用範囲の拡大

既存の他人の業務にかかる商品・役務と混同を生ずるおそれがない限り、商慣習及び信義則に照らして適当と認められる方法に従って、他人の登録商標を本人の商品又は役務の説明・記述に用いる行為は、商標的使用⁸ではないため、商標権の効力が及ばず、商標権の侵害行為に該当しない旨の規定が新たに設けられました（36 条 1 項 2 号）。かかる行為は指示的フェアユース（Nominative Fair Use）として、他人の商標の使用が侵害行為とならない例外として一般的に認められているものですが、今回の改正はこれを明文化したものとと言えます。TIPO の説明によれば、スマートフォンの修理事業者が、当該スマートフォンに関する登録商標を使用して自分の役務を説明した場合であっても、当該使用は商標権の侵害行為に該当しないケースが例として挙げられています⁹。

⁵ 但し、天災、事変その他やむを得ない事由により、リアル株主総会を開催することができなく、中央主管機関（經濟部）の公告に基づき、一定期間内にインターネット等の手段により株主総会を開催する場合には適用されません（本規則 44 条の 21 第 3 号後段）。

⁶ 証明標章、団体標章及び団体商標は早期審査の対象外とされています（94 条）。

⁷ [商標法設「加速審査」機制 | 稅務法規 | 金融 | 經濟日報 \(udn.com\)](#)

⁸ 商標の機能（自他商品等識別機能、商品や役務の出所表示機能など）を発揮させる態様での商標の使用を指します。

⁹ TIPO の説明サイトをご参照ください。

https://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=108660

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(3) 商標登録出願できる者（出願人適格）範囲の拡大

自然人又は法人のみならず、パートナーシップの組織形態（弁護士事務所、建築士事務所等）、法律によって設立された非法人団体（協会等）、商業登記法によって登記された事業者も商標の権利者として商標登録出願ができる旨の規定が新たに設けられました（19条3項）。

(4) 税関において侵害品の輸入が差止めされた際の手続の簡素化

商標権者は、税関から商標侵害のおそれのある物品の発見に関する通知を受けた場合、従前は税関に直接出頭する必要がある旨規定されておりましたが、当該規定の文言が一部削除され（75条2項）、オンラインプラットフォームで税関から提供された写真を検証すること等を通じて、権利侵害の有無を確認すれば足りることとなりました。

(5) 商標代理人の資格・管理に関する規定

商標出願の手続を行う者は、弁理士や弁護士等の国家資格により引き続き商標代理人として業務を行うことができる者（6条2項1号）に加えて、台湾在住の自然人で、①主管機関が主催する商標専門能力試験に合格している者、又は一定の期間、商標審査の業務に従事した者で、②商標代理人に登録し、かつ③毎年在職者訓練を受けた者が就任できる旨、新たに規定されました（6条3項）。また、商標の主管機関には、商標代理人名簿を設置及び公表する義務がある旨の規定が新たに設けられました（12条1項）。

4. 賃貸住宅市場の発展及び管理条例の改正

執筆担当：紀 鈞涵、森 琢真

「賃貸住宅市場の発展及び管理条例」¹⁰（以下、「本条例」）の改正が2023年2月8日に公布され、34条及び38条の2条（内容は下記(3)記載）を除き、2023年2月10日から施行されることとなりました（46条2項）¹¹。今回の改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 消費関係のみなし規定等

賃貸借契約が消費者保護法に定める「消費関係」¹²に該当すれば、消費者たる賃借

¹⁰ 中国語：「租賃住宅市場發展及管理條例」

¹¹ 中央法規標準法13条によれば、法規が公布または発布の日から施行すると明らかに定めたときは、公布または発布の日から起算して3日目に効力を発生するとされています。

¹² 「消費関係」とは、消費者と事業者との間で、商品または役務により生じる法律関係をいいます（消費者保護法2条3項）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

人は同法に基づく保護を受けられることとなりますが、賃借人との契約関係がかかる「消費関係」に該当するか否かを判断することは一般的には困難です。そこで今回の改正では、賃貸住宅¹³の賃貸借契約の賃借人と賃借人との間の法律関係が消費者保護法に定める「消費関係」に該当するものとみなし、住宅に関する賃貸借契約には消費者保護法の関連規定が適用されると決めました（5条1項）。これによって、消費者保護法で定める①定型約款に関する規制、②違反した場合の罰則¹⁴、及び③消費紛争の紛争解決方法¹⁵が原則として全ての賃貸住宅の賃貸借契約に適用されるようになりました¹⁶。

なお改正後も、賃借人とサブリース業者¹⁷との間のマスターリース契約等、直接居住に供することを目的としない賃貸借契約は、引き続き「消費関係」とはみなされず、消費者保護法の適用はないものとされます。

(2) 賃借人による契約の解約権の要件緩和

賃借人による契約の法定の解約権について、改正前は、疾病等により長期療養の必要がある場合等の要件に加え、当該住宅に「引き続き居住することが困難である」旨が要件とされていました。今回の改正では、賃借人の賃貸借解約権の行使を容易にするという観点から、上記の「引き続き居住することが困難である」旨の要件は削除されました（11条）。

(3) 賃貸住宅に関する情報登録の義務化

賃貸住宅サービス業者¹⁸は、契約締結後30日以内に自らが管理の受託、賃借又は転貸する賃貸住宅に関する情報を直轄市、県（市）等の地方自治団体に報告することが義務付けられました（34条2項）。報告を怠ったり、報告・登録した家賃や面積の情報に虚偽の記載があったりした場合には、1万NTD以上5万NTD以下の過料が科せられる可能性があります（38条の2第1項）。

また、報告・登録した家賃・面積以外の情報に虚偽がある場合は、当局から期限内

¹³ 本条例3条1項によれば、賃貸借住宅とは、住居として使用するために賃貸する建築物を指します。

¹⁴ 事業者は当局の規制に違反した定型約款を使用した場合、法律に別段の処罰の規定がある場合を除き、当局から指定の期限内に是正を求められる可能性があり、期限内に是正しない場合は、3万NTDから30万NTDの過料が科せられる可能性があります。当局から再度是正が求められ、それに対しても是正しない場合、5万NTDから50万NTDの過料が科せられ、違反の回数に応じて処罰される可能性もあります（消費者保護法56条の1）。

¹⁵ 消費者は、消費者保護団体または消費者サービスセンターないし直轄市・県（市）政府の消費者保護官に苦情を申し立てることができるほか、直轄市・県（市）政府の消費紛争調停委員会に調停を申し立てることができるものとされます（消費者保護法43条、44条）。また、消費訴訟の場合、消費関係発生地の裁判所が管轄することができます（消費者保護法48条）。

¹⁶ 定型約款に関する規制が賃貸住宅の賃貸借契約に適用されることにより、賃借人が使用する定型約款の条項は平等互恵の原則に基づかなければならず、また行政院が公表した「住宅賃貸借契約に記載すべき事項および記載してはならない事項」のうちの「記載すべき事項」は強制的に賃貸借契約の内容となる一方、「記載してはならない事項」が賃貸借契約に記載されてもその内容は無効となります。

¹⁷ 中国語：「租賃住宅包租業（包租業）者」

¹⁸ 中国語：「租賃住宅服務業」。管理受託業者（「租賃住宅代管業」）およびサブリース業者（「租賃住宅包租業」）という2つの類型があります（本条例3条4号）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

に是正が求められる可能性があり、期限内に是正しない場合は、6,000NTD から 3 万 NTD の過料が科せられる可能性があります（38 条の 2 第 2 項）。¹⁹

5. 公平取引委員会によるインターネット広告案件の処理原則²⁰の改正

執筆担当：蘇 春維、水本 真矢

公平取引法 21 条は、「事業者は、商品又はその広告等において、商品の取引の決定に影響を及ぼす可能性のある事項について、虚偽不実もしくは錯誤を生じさせる表示又は表徴をしてはならない。」と定めています（不実広告等の禁止）。このうちインターネット広告については、「公平取引委員会によるインターネット広告案件の処理原則」（以下、「本原則」）で、インターネット広告の定義、広告主の定義、虚偽不実もしくは錯誤を生じさせる表示又は表徴の類型等が定められていますが、これらについて、2023 年 2 月 21 日、改正が行われました。主な改正のポイントは以下のとおりです。

(1) インターネット広告の具体例の追加

インターネット広告について、具体例として「事業者の自らのウェブサイト広告、ショッピングサイト広告、オンラインストア広告、ソーシャルメディア広告、電子メール広告及びインターネットファックス広告等」を含むことが明確にされました（第 2 点後段）。

(2) 広告主の具体例の追加

広告主について、「常に商品又はサービスを提供し、取引に従事するソーシャルメディアのユーザー（例えば、ブロガー、インフルエンサー、ライブ配信者等）」を含むことが明確にされました（第 3 点 2 項）。

(3) 虚偽不実もしくは錯誤を生じさせる表示又は表徴の具体例の追加

従来本原則第 8 点では、「虚偽不実もしくは錯誤を生じさせる表示又は表徴」について、8 つの類型が挙げられていましたが、今回の改正により、7 つの類型に統合された上で、各類型の具体例が規定されました。

具体例について一例を挙げると以下のとおりです。

虚偽不実もしくは錯誤を生じさせる表示又は表徴の類型	(今回追加の) 具体例
広告の内容に示された価格、数	例えば、ファッション業者が自らのウェブ

¹⁹ これらの報告義務と罰則に関する規定の施行日については、別途指定されることとなっており（46 条）、現時点では、まだ施行されていません。

²⁰ 中国語：「公平交易委員會對於網路廣告案件之處理原則」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

量、品質、内容及びそのほかの関連取引情報等が事実と合致しない場合（第8点1号前段）。	サイトやショッピングサイトでダイエット商品を販売する際に、「着るだけで痩せることが可能、食事制限は不要」といった不実表示等を行うこと（第8点1号後段）。
広告の内容及び取引条件に変動が発生し、又は誤りがあり、修正する必要がある場合に、十分且つ即時に開示せずに、詳細は店舗での公告を参照、又は電話での問い合わせ等の方法で代替するだけの場合（第8点2号前段）。	例えば、流通業者が自らのウェブサイトで商品のプロモーション広告を掲載したが、プロモーション期間中に商品の品目や型番を変更したにもかかわらず、十分且つ即時に開示を行わないこと（第8点2号後段）。
広告の内容に他のウェブサイトのハイパーリンクを記載し、それによって、その商品又はサービスの品質、内容もしくは製造元等について、消費者に誤解を生じさせ、又は誤解に基づく決定を行わせる場合（第8点6号前段）。	例えば、家電修理業者が自らのウェブサイトにてエアコン正規品の会社のウェブサイトへのハイパーリンクを記載し、それによって、消費者に、自らが正規品の会社の修理サービス拠点であると誤解させること、又は正規品の会社との間にライセンス又は代理関係を持っていると誤解させること（第8点6号後段）。

6. 労働法関連（賃金等の支払日に関する労使間の合意についてのガイドラインの公表、外国人就労ビザ取得要件に関し、2年以上の実務経験を不要とする改正案の公表）

執筆担当：呉 思定、森 琢真

(1) 賃金等の支払日に関する労使間の合意についてのガイドラインの公表

労働部は、2023年2月9日に「賃金等の支払日に関する労使間の合意についてのガイドライン」²¹（以下、「本ガイドライン」）を公表しました。以下では、本ガイドラインの要点を紹介します。

① 基本給支払日（2条、3条、6条）

本ガイドラインによれば、基本給は月に一回支給する必要があり、基本給の支払日が算定対象期間の満了後15日を超える場合、当局は行政指導を行います。また、当局は事業者の雇用している労働者数に応じて、算定対象期間の満了日から以下の表に示す日数を経過したとき、当該算定対象期間分の基本給を支払うよう行政指導します。なお、支払日が休日に当たるとき、後日に繰り下げて支払う場

²¹ 原文：「勞雇雙方約定工資給付日及工資給付指導原則」（勞動部 2023 年 2 月 9 日勞動條 2 字第 1120147554 號函）

MHM TAIWAN NEWSLETTER

合、労働者との合意が必要とされます。

雇用者数 年度	500人以上	250 - 499人	100 - 249人	99人以下
2023年末	10日	10日		
2024年末			10日	10日
2025年末	5日			
2026年末		5日	5日	7日

② 時間外手当及び休日出勤手当の支払日

本ガイドラインによれば、基本給の支払日が合意されている場合、時間外手当及び休日出勤手当の支払いは、当該時間外労働及び休日労働が発生した日の属する月の基本給支払日又は当該発生日以降最初に到来する基本給支払日にあわせて支払われる必要があります。また、時間外手当及び休日出勤手当の支払日を基本給の支払日とは別に合意する場合であっても、その頻度は最低でも月に一度以上とし、かつ算定対象期間の満了後15日以内に支払われるようにする必要があります。

(2) 外国人就労ビザ取得要件に関し2年以上の実務経験を不要とする改正案の公表

台湾籍を持っていない外国人が台湾で合法的に就労するためには、原則として法律に基づいて就労ビザを取得しなければならないとされています（就業服務法43条）。日本国籍者が台湾において企業に雇用される場合、職種にもよりますが、ホワイトカラー職と呼ばれる業務²²を行い、「外国人専門家」として扱われることが少なくありません（以下、「第1類外国人」）。第1類外国人は、就労ビザの取得に関していくつかの要件を満たす必要があります。例えば、台湾内外での学歴と実務経験に関して、修士以上の学位を取得しているか、又は学士の学位を取得していること、かつ関連業務について2年以上の実務経験があることが要件とされています²³。

労働部は2023年3月8日に、産業環境の変動等に鑑み、外国人専門家である労働者の確保に関して、上述の2年以上の実務経験の要件が免除される改正案を公表しました²⁴。例えば、半導体製造会社の従業員や公立小中学校の英語教師等といった特定の事業者で特定の業務に従事する場合、2年以上の実務経験の要件が免除されるとしています。さらに、台湾国内の大学等を卒業した外国留学生等が、専門的又は技術的な業務²⁵に従事する際、関連業務における2年以上の実務経験の要件が免除されるとしています。

²² 就業服務法46条1項1号から6号に該当する業務。

²³ 「外国人が就業服務法46条1項1号から6号の業務に従事する資格及び審査基準」（原文：「外国人従事就業服務法第四十六條第一項第一款至第六款工作資格及審査標準」。以下、「審査基準」）5条2号

²⁴ 労働部2023年3月8日労働發管字第1120501255A號令

²⁵ 就業服務法46条1項1号。例えば、改修工事または建設技術業務、財務・税務または金融サービス、弁護士または弁理士などが挙げられています（審査基準4条）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

7. 個人情報保護法関連（個人情報保護法の改正、台湾における個人情報の中国への越境移転に関する制限の公表）

執筆担当：呉 思定 森 琢真

(1) 個人情報保護法の改正

個人情報保護法²⁶の改正案は、2023年5月16日に立法院で可決されました（現時点で施行日はまだ未公表です（以下、「本改正」）。

2022年の司法院の憲法法庭の判決における「3年以内に個人情報を保護するための独立機関を設置しなければならない」という判旨²⁷を受け、本改正により、台湾における個人情報の取扱いに関する主務機関として、他の行政機関に対し独立の地位を有する個人情報保護委員会が新たに設立されます（1条の1）。これにより、民間企業等²⁸における個人情報の取り扱いに関する主務機関が分散していたことに起因するこれまでの問題は、解決に向かうことが期待されます²⁹。この改正を受け、行政院は、個人情報保護委員会準備室³⁰を設置し、組織法等の法整備も行うことを予定しています。

また、最近社会の耳目を集めた個人情報漏洩に関する複数の事件等を受け、本改正では、個人情報の漏洩等に対する罰則が強化されます。これにより、民間企業等は、法に基づき個人情報の窃取、改竄、毀損、滅失又は漏洩等の防止に関する適切な安全措置を整備しない場合、2万NTD以上1,000万NTD以下の過料等の処分が科せられます（48条）。

(2) 労働力仲介業者における個人情報の中国への越境移転に関する制限の公表

台湾の個人情報保護法では、民間企業等が台湾内で収集した個人情報を台湾外に移転することは原則として禁止されていませんが、例外事由がある場合³¹には、主務機関がこれを制限することができるかとされています（同法21条）。

労働部は、2023年2月20日に人材仲介業者が当該人材の個人情報を中国に移転することを制限する旨を公告しました³²。なお、通信放送事業者におけるユーザーの個人情報及び社会福祉士事務所における依頼者の個人情報の中国への移転も従前よ

²⁶ 中国語：「個人資料保護法」

²⁷ 司法院憲法法庭 2022年憲判字第13号判決主文第2項を参照。

²⁸ 個人情報保護法では「非公務機関」と称されており（同法2条8号）、日本における個人情報取扱事業者に類似しています。

²⁹ 但し、個人情報保護委員会の設立は、当該委員会の組織法の可決後に行われます。

³⁰ 中国語：「個人資料保護委員會籌備處」

³¹ 同法21条は以下のような例外事由を挙げています。①国の重大な利益に関わる場合、②国際条約又は協定に特別の規定がある場合、③移転先の国において個人情報保護に十分な法規が存在せず、当事者の権利や利益が侵害される恐れがある場合、及び④第三国・地域を経由して個人情報を移転することにより、同法の適用を回避しようとする場合。

³² 労働部 2023年2月20日労働発管字第1120500319A号公告

MHM TAIWAN NEWSLETTER

り制限されています³³。

8. オンライン販売の包装に関する使用制限対象及び実施方法の公表

執筆担当：呉 思定、森 康明

オンライン販売に使用される包装について、環境への配慮の観点から、行政院環境保護署は 2023 年 2 月 16 日に「オンライン販売の包装に関する使用制限対象及び実施方法」³⁴（以下、「本規則」）を公表しました。本規則は 2023 年 7 月 1 日から施行されます。

本規則の規制対象は、台湾内で商業登記されている業者が、ウェブサイト（モバイルアプリ等を含む）を通じて商品の情報を提供し、消費者のインターネット経由での注文を受け、商品を消費者に販売、配送する行為です³⁵（1 条 1 号）。本規則の適用される販売においては、包装材（梱包箱、袋、クッション材、テープ等）の使用はポリ塩化ビニール（PVC）を含まないものに制限されるほか、紙材料には 90%以上の古紙を含有し、また、プラスチック材料には 25%以上の再生材を混合することが義務付けられました（3 条）。

また、授權資本金、払込資本金もしくは台湾での運営資金が 5,000 万 NTD 以上又は 300 か所以上の受取場所を有する業者は、商品の重量に対する包装の重量について所定の比率に従い、過度な包装を避ける必要があります（4 条）。さらに、授權資本金、払込資本金もしくは台湾での運営資金が 1 億 5,000 万 NTD 以上又は 500 か所以上の受取場所を有する大規模業者については、包装材に関する年次削減目標が規定されており、かつ行政院環境保護署にかかる目標達成等の成果の報告を行うこととされています（6 条、7 条）。

以上の規定に違反した場合、廃棄物処理法³⁶や資源回収再利用法³⁷に基づき、行政当局より過料、営業停止、又は強制廃業等の処分が行われる可能性があります（8 条、9 条）。

³³ 国家通信放送委員会 2012 年 9 月 25 日通伝通信字第 10141050780 号書簡、衛生福利部 2022 年 1 月 21 日衛部救字第 1111360009 号公告

³⁴ 中国語：「網際網路購物包裝限制使用對象及實施方式」

³⁵ 個人間のインターネットでの取引は本規則の規制対象外です。

³⁶ 中国語：「廢棄物清埋法」

³⁷ 中国語：「資源回收再利用法」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

II. 注目裁判例等の紹介

最高行政裁判所大法廷 2022 年度大字第 1 号決定（商標関連）

執筆担当：鄭 鈺璇、塩崎 耕平

台湾では、商標が著名である場合、その強い顧客吸引力ゆえに、第三者にフリーライドされることによって、当該著名商標に化体した業務上の信用が害されないように、著名商標と同一又は類似のものは商標登録できないこととされています。具体的には、他人の著名商標と同一又は類似し、関連公衆に混同を生じさせる恐れがある商標（以下「前段事由に該当する商標」）、又は著名商標の識別性もしくは名誉を毀損する恐れがある商標（以下、「後段事由に該当する商標」）については、登録を受けることができません³⁸。そして、商標法施行細則において、商標法にいう「著名」とは、客観的な証拠によって、関連事業又は消費者の間に広く認識されていると認めるに足りるものを指すと規定されています（商標法施行細則 31 条）。

今回の決定が出される以前の実務においては、上記の商標法施行細則の規定にもかかわらず、前段事由に該当する商標（他人の著名商標と同一又は類似し、関連公衆に混同を生じさせる恐れがある商標）と後段事由に該当する商標（著名商標の識別性もしくは名誉を毀損する恐れがある商標）における「著名商標」に対する解釈が異なっていました。すなわち、前段事由に該当する商標に関する「著名商標」は関連消費者に限って広く認識されている程度の著名性で足りると解されていたのに対し、後段事由に該当する商標に関する「著名商標」は一般消費者にまで広く認識されている程度に達する商標でなければならないと解されていました。そして、解釈が異なる理由としては、前者の規範目的は、商品又は役務の出所混同防止、即ち消費者の保護に重きに置く一方、後者の規範目的は、著名な商品等表示の希釈化防止、即ち著名商標に対する保護にあるという違いに基づくものであると説明されていました（最高行政裁判所 2020 年度上字第 982 号、2017 年度判字第 573 号判決参照）。

今回の決定は、商標法 30 条 1 項 11 号における「著名商標」の解釈を一致させ、いずれについても、関連消費者に広く認識されている程度の著名商標で足りることとしました。その理由として、今回の決定は、①商標法施行細則 31 条、著名商標保護審査基準では著名性の程度について区別がされていないこと、②WIPO が 1999 年に公表した「周知商標の保護規則に関する共同勧告」（JOINT RECOMMENDATION CONCERNING PROVISIONS ON THE PROTECTION OF WELL-KNOWN MARKS）において、公衆全体に周知であることは、周知商標の決定において要求されない要因と規定されている一方（Article 2(3)(a)(iii)）、希釈又は不正利用の場合は、公衆全体に周知であることを要求することができるため（Article 4(1)(c)）、商標法施行細則の規定に問題があるとはいえないこと、③商標法 70 条 1 項 2 号（商標みなし侵害の判断）におけ

³⁸ 但し、当該著名商標の所有者から許可を得た場合は、この限りではないとされています（商標法 30 条 1 項 11 号）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

る「著名商標」の解釈においては、前段事由に該当する商標と後段事由に該当する商標との間にあるような解釈の差異はなく³⁹、商標不登録事由における「著名商標」に対する解釈と商標権侵害における「著名商標」に対する解釈との間に齟齬があると、商標権者の利益又は市場秩序に不利な影響を及ぼすこと、を挙げています。

なお、商標の著名性の判断においては、台湾で広く使用されているのみならず、日本等の海外で登録を受けた商標の知名度が台湾に及んでいるかも考慮されます（最高行政裁判所 107 年度裁字第 410 号裁定、著名商標保護審査基準 2.1.2 参照）。

Ⅲ. プレスリリースの紹介

金融監督管理委員会による個人情報保護の取り組み

執筆担当：鄭 鈺璇、水本 真矢

台湾では、今年に入ってから、チャイナエアライン、iRent 等、企業の個人情報漏洩事件が多発していることから、金融監督管理委員会は、上場企業及び証券店頭売買センターの店頭公開会社（以下、「上場会社等」）に対して、確実な個人情報漏洩防止への対策及び漏洩事件が発生した際の迅速な開示を求めました。

具体的には、金融監督管理委員会は、3月9日付けのプレスリリースで、上場会社等に対して、以下の注意喚起を行いました⁴⁰。

- ① 上場会社等又はその重要な子会社⁴¹に重大な損害又は影響を与える情報セキュリティインシデントが生じた場合、上場会社等は、その事件について、遅くとも翌営業日の市場取引開始⁴² 時間前までに公表しなければなりません。開示を怠った場合、台湾証券取引所と証券店頭売買センターは、最大 500 万 NTD の違約金の支払いを求められます⁴³。
- ② 上場会社等が提出する年次報告書及び（有価証券発行時の）目論見書には情報セキュ

³⁹ 商標法 70 条 1 条 1、2 号（商標みなし侵害の判断）における「著名商標」の解釈に関して、指定商品・役務について、関連消費者に限って知れ渡った程度の著名商標で足りると解されているが、指定商品・役務以外の商品・役務については、「一般消費者に広く認識されている」程度の高い知名度を要すると解されています（知的財産裁判所 2020 年度民商上字第 8 号判決）。この見解は今回の決定によって変更させる可能性があるため、注意が必要です。

⁴⁰ 「金管會近期積極推動強化上市（櫃）公司資通安全管理之措施」、「上市櫃資安事件頻傳 金管會：未即時發重訊最重罰 500 萬」

⁴¹ 公認会計士による財務諸表監査規則 2-1 条又は公認会計士による金融機関の財務諸表監査に関する規定 5 条に定められている「重要な子会社」をいい（台湾証券取引所による有価証券の上場会社に対する重要な情報の検証および開示取扱手続（中国語：「臺灣證券交易所股份有限公司對有價證券上市公司重大訊息之查證暨公開處理程序」）2 条 3 項）、財団法人中華民國証券店頭売買センターによる有価証券の店頭公開会社に対する重要な情報の検証および開示取扱手続（中国語：財団法人中華民國證券櫃檯買賣中心對有價證券上櫃公司重大訊息之查證暨公開處理程序）2 条 3 項）、海外の子会社を含みます。

⁴² 台湾証券取引所と証券店頭売買センターの取引開始時間は午前 9 時です。

⁴³ 台湾証券取引所による有価証券の上場会社に対する重要な情報の検証及び開示取扱手続 4 条 1 項 26、51 号及び 15 条 1 項、財団法人中華民國証券店頭売買センターによる有価証券の店頭公開会社に対する重要な情報の検証および開示取扱手続 4 条 1 項 26、53 号及び 15 条 1 項

MHM TAIWAN NEWSLETTER

リティポリシー、個人情報漏洩の防止に投入した資源、情報セキュリティに関するリスク及びその対策、並びに当該事業年度に発生した重大な情報セキュリティインシデントの影響を記載しなければなりません。

- ③ 一定の条件を満たす上場会社等は、チーフ・セキュリティ・オフィサー等の情報セキュリティに関する責任者を設置しなければなりません⁴⁴。

文献情報

- 書籍 『台湾ビジネス法務』（2022年12月刊）
出版社 株式会社商事法務
編者 森・濱田松本法律事務所 台湾プラクティスグループ
著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、紀 鈞涵、蘇 春維、鄭 鈺璇、吳 思定

セミナー情報

- セミナー 台湾ビジネス法務出版記念セミナー
第3回 紛争解決
開催日時 2023年6月28日（水）午後4時30分～午後5時30分（詳細は追って、お知らせ予定）
講師 江口 拓哉、鈴木 幹太、紀 鈞涵

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

⁴⁴ 公開発行会社内部統制制度の設置に関する処理準則（中国語：「公開発行公司建立内部控制制度處理準則」）9-1条及び金管証審字第11003656544号通達。設置しない場合は、金融監督管理委員会は、24万NTD～480万NTDの過料に処することができます。また、金融監督管理委員会は、改善に必要な措置を命じることができ、改善に必要な措置が講じられるまで、回数に応じて連続して過料に処することができます（証券取引法178条1項2号）。